

聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校 学生表彰規程

(目的)

第 1 条 この規程は、聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校学則第 30 条の規定に基づき、学生の表彰について必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当し、本校の名誉を高め、または社会的に高い評価を受け、他の学生の模範となると認められる学生もしくは学生団体について行うものとする。

- (1) 卒業時において、特に優秀な成績を収めた者
- (2) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げた者
- (3) 課外活動において、特に優秀な成績を収めた者、または課外活動の充実と振興に特に顕著な功績があった者
- (4) ボランティア活動、国際交流、災害救援、人命救助等の各種社会貢献活動において特に顕著な功績があった者
- (5) その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があった者

(表彰者の決定)

第 3 条 教務主任および課外活動の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当する学生もしくは学生団体を専門学校教職員会に推薦し、専門学校教職員会の議を経て校長は学生もしくは学生団体の表彰を決定する。

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、校長が表彰状を授与することにより行う。
2. 前項の表彰状に併せて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第 5 条 第 2 条第 1 号による表彰は、卒業式において行う。
2. 第 2 条第 2 号以降による表彰は、決定後その都度行う。

(事務)

第 6 条 表彰に関する事務は、学生サービスセンターが行う。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、専門学校教職員会の議を経て、専門学校管理者会が行う。

附則 この規程は 2018 年 12 月 4 日から施行する。